

横浜市立学校教育実習実施要綱

制 定 平成28年2月18日 教教育第1000号（教育長決裁）

最近改正 令和4年12月19日 教教育第602号（教育長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教育職員免許状取得のための教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下「教育実習」という。）の受入れに必要な事項を定め、市立学校での活動が円滑に行える体制を確保することを目的とする。

（教育実習の体制）

第2条 教育長及び教育実習を行う学校（以下「実習校」という。）は、大学、短期大学又は教員養成機関（以下「大学等」という。）と連携し、教育実習を行う学生（以下「実習生」という。）に対して行う教育実習の実施に協力する。

（庶務）

第3条 教育実習に関する庶務は、教育委員会事務局教職員育成課が行う。
ただし、特別支援学校の教育実習に関する庶務は、特別支援教育課と共同で行う。

（教育実習の事前及び教育実習時に必要な手続きについて）

第4条 小学校、中学校及び義務教育学校において教育実習を実施しようとする大学等は、教職員育成課長が別に定める「横浜市教育実習システムガイド」及び通知に従い手続きを行うこととする。

2 高等学校において、教育実習を実施しようとする大学等は、各高等学校が定める規約に従い手続きを行うこととする。ただし、教職員育成課が全校種対象に通知する事項はそれに従うこととする。

3 特別支援学校において、教育実習を実施しようとする大学等は、「神奈川県特別支援学校教育実習受入取扱に関する事項」に従い手続きを行うこととする。ただし、教職員育成課が全校種対象に通知する事項はそれに従うこととする。

（実習生の要件）

第5条 教育長は、対象となる学生について、次の各号に掲げる要件について適否の判断を行い、適当とする者のみを実習生として受け入れる。

- (1) 教職課程を履修し、教育職員免許状の取得を目指している者
- (2) 教育活動を行う資質・能力を有している者
- (3) 学校の正常な教育活動を妨げるおそれのない者
- (4) 法令等を遵守できる者

（大学等の役割）

第6条 大学等は、教育実習の開始前に学生に対し必要な指導を行うこととする。

2 大学等は、教育実習の開始後、実習生の教育実習に臨む姿勢や資質・能力に問題が生じた場合には、速やかに個別の指導を行うこととする。

(市立学校の役割)

第7条 市立学校の校長は、通常の授業に支障のない範囲で、実習生の受入に努めるものとする。

2 市立学校の校長は、次の各号を所管する。

- (1) 実習生の受入人数及び教科等の決定
- (2) 実習生に対する面接及び受入れの諾否
- (3) 教育実習の受入れ及び実習生の活動の評価

(実習校の確定)

第8条 教育実習受入予定校の校長は、大学等から依頼された学生と面接を行い、実習生としての適性について確認を行う。

2 学生の受入れについて適当と認めた場合、校長は各学校種の所管が発行した承認書(高等学校は大学等が用意した承認書)を、大学等に交付する。

(実習生との誓約書の取り交わし)

第9条 校長は、教育実習の受入れを行う前に、「横浜市教育実習に関する誓約書」(特別支援学校は「教育実習に関する誓約書」)を実習生と取り交わすこと。

(実習校での教育実習の活動中止)

第10条 実習生が第9条の「横浜市教育実習に関する誓約書」(特別支援学校は「教育実習に関する誓約書」)の内容を遵守しなかった場合、教育長は教育実習の活動を中止することができる。

(経費等)

第11条 実習校の関係者は、教育実習の受入れにともない大学等又は実習生から謝礼金等を受領しない。ただし、給食費、実習生の個人保有となる教材費など実習生個人に帰属する費用については、実習生の負担とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、教育実習の受入れについて必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(現に存する要綱の廃止)

2 この要綱の施行をもって、横浜市立学校教育実習取扱要綱(最近改正平成26年4月1日教教育第813号)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。